

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の概要

デジタル社会形成基本法に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) **金融機関に対する申出等**
 - ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
 - ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。

- (2) **預金保険機構による通知等**
 - ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
 - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
 - ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

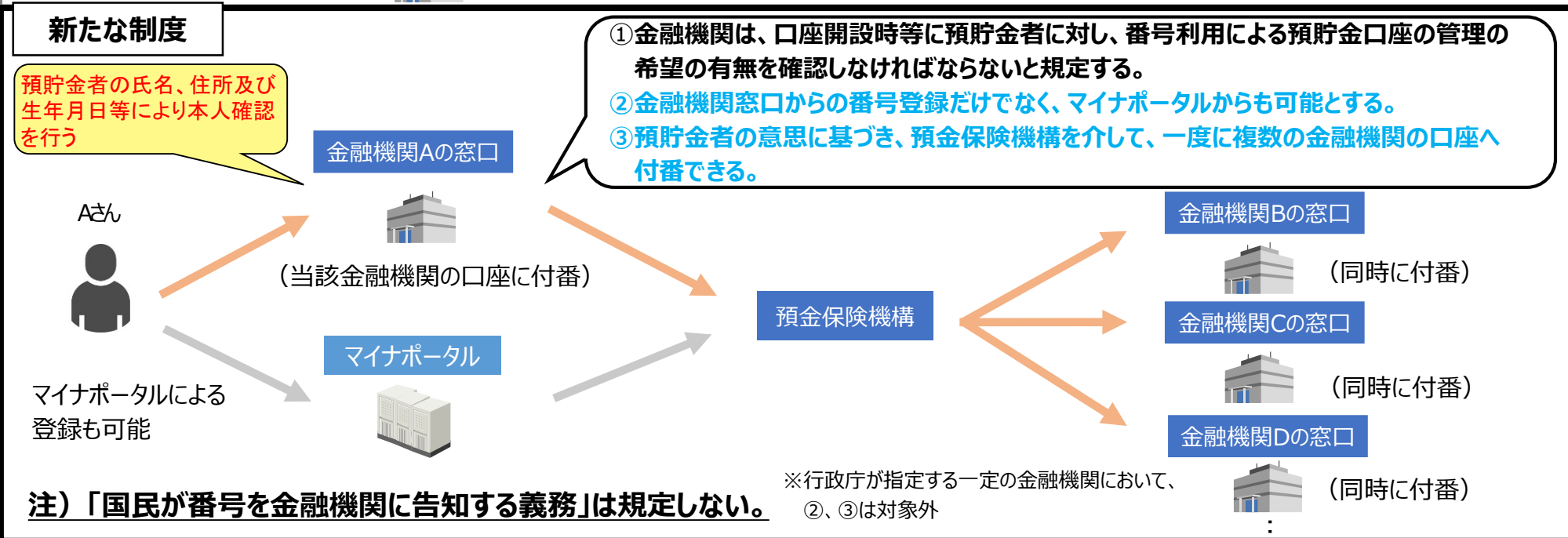
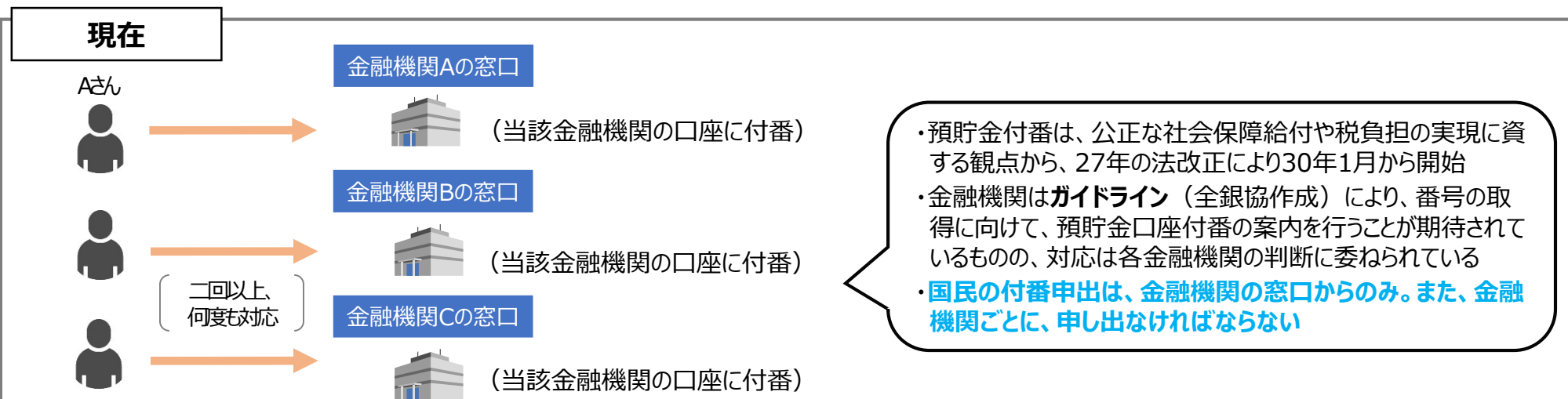
3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する



災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

相続時のサービス

預貯金者の氏名、住所及び生年月日等により本人確認を行う



国民（相続人）

(※)

金融機関Aの窓口



預金保険機構

金融機関A



金融機関B



金融機関C



①金融機関は、主務省令で定める方法により、相続人及び預貯金者の確認を行う

②預金保険機構は、**被相続人**の個人番号を全ての金融機関に通知する

③金融機関は、個人番号で管理している口座の有無を通知する

④預金保険機構は、主務省令で定めるところにより、相続人に対し、通知に係る事項の通知をする

(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする

※行政庁が指定する一定の金融機関においては対象外